

報 廣 ななみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

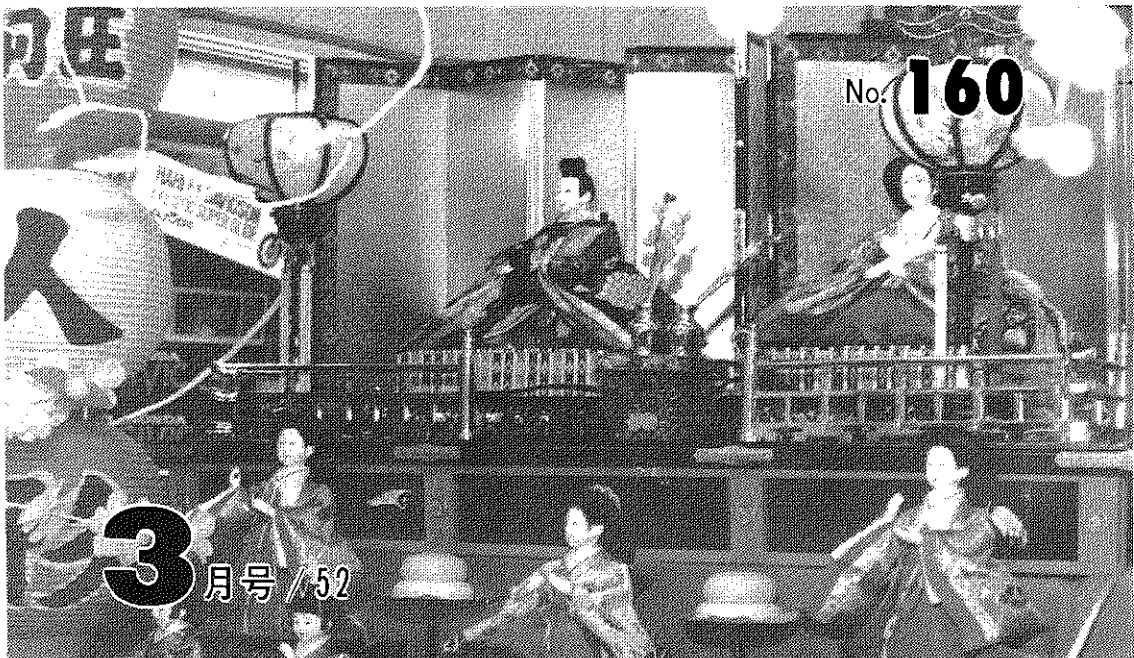
1月末現在

総人口 5,651人

男 2,695人

女 2,956人

世帯数 1,361



3月号/52

雛人形

三月三日の節句に女の子の出生、誕生を祝って飾る人形で、雛人形の語は江戸時代中期に生れたが、これは平安時代、上流貴族の子女が男女の人形（ひいな）をもつて遊んだ「ひいなあそび」に始まったもので、当時の人形の形、材料などは詳しく知られていないが、雛

人形の最初は男女一対の立姿の紙雛であった。すわり姿の内裏雛が現われたのは貞享時代前後からで当時は紙雛で簡素なつくりの内裏雛で幾組も並べ、小さい食器を用いて、酒、魚、餅などを供えて飾っていた。

グランド現代百科事典より

役場

だより

『ゆつくり走ろう』

運動実施

春の交通安全運動が、四月六日から十五日までの十日間実施されます。

それに先立ち、三月六日から四月五日までの一ヶ月間を準備期間と定め、交通安全推進連絡会議の開催、道路パトロールの実施等を行う計画であります。

昭和五十一年本町内における交通事故の発生状況は、件数十五件、死者二名、傷者二十一名となっております。今年ではできるだけ、事故をなくするために「ゆつくり走ろう」に努めましょう。

産業別	1日当り最低賃金額	発効年月日
卸売業	2,150円	52.1.24
小売業	2,050円	52.1.24
窯業・土石製品製造業	2,300円	51.12.30
木材・木製品家具関係	2,100円	51.12.30
機械金属製品	2,250円	52.1.24
等製造業の一般労働者	2,200円	52.1.24
自動車整備士	2,620円	52.1.24
電気機械器具製造業	2,050円	52.1.24
全労働者	1,930円	51.2.27
食料品製造業	1,960円	51.2.27
繊維産業	1,930円	51.2.27
出版・印刷等	1,930円	51.2.27

最低賃金改正について

二月号にて最低賃金の改正を、お知らせしましたが、紙面の都合にて各項目ごとの賃金額が掲載できませんでしたので今回公表のとおりお知らせします

スギザイノタマバエが発生!!

近年、スギ、材のもつとも恐るべきスギザイノタマバエが、熊本県林業研究指導所の調査では、すでに隣地の上津江の山林や、菊地郡の山林の一部に発生しているとの事です。比のスギザイノタマバエによる被害木の特徴として、スギザイノタマバエ(幼虫)はスギの韌皮部と木質部の間の、形成層付近に穿入加害するが、寄生する周囲は、はじめ黄変し、次第に褐色となり斑紋となる。そして年齢に沿って不規則に現われ、樹木の生理機能も衰弱してくる。又、連年多数の幼虫の加害を受けると細胞が破壊され、樹皮は次第に剝離し、脱落するようになる。従って被害木の被害を確認するには、粗皮を剥ぎ幼虫の寄生、及び斑紋の有無を調べるのが確実であるが、外見上樹皮の色あせとか、剝離脱落によつて、ある程度確認出来るので、林内を歩く場合、樹皮が著しく脱落している木がないかどうかを、注意してみるとわかる。

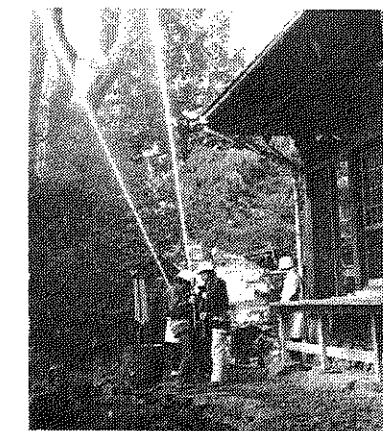
いしは始める頃から増加するので通気と採光が充分であるような林分の造成が必要である。従つて、間伐技打ち等のいゆる林業的防除法により防除するのが一番良いとの事です。比のスギザイノタマバエは、昭和二十八年に宮崎県の国有林で最初に発見されたスギの害虫で、昭和三十年頃から農林省林業試験場において、その生態や防除方法についての調査、研究がなされており、その後、宮崎県のかに鹿兒島、熊本両県の国有林のみならず民有林においても被害が発生しはじめ、現在のところ被害(分布)範囲は、宮崎、熊本、鹿兒島、大分の九州四県であるが、発生地域被害経過等からみても福岡県でも発生していると予想されているようです。被害の実態と発生の共通条件としては、主として十年生から、四十年生の無間伐林又は保育が充分でない林分、比較的林分湿度が高いと思われる谷筋の林分、又は不成績造林地が多く、同一林分でも通気不良な低湿地に多い傾向があるようです。標高は二〇〇メートルから、一二〇〇メートルの範囲で六〇〇メートルから一〇〇〇メートルの所に、特に多く発生しているとの事です。県の林業研究指導所におきま

しても、近日中に南小国地域特に上津江地域に隣接している山林について、調査する事にしておりますが、皆さん方ももし比のような被害木等を見ましたら、直ちに役場や森林組合にお知らせ下さいますようお願いいたします。

管財課

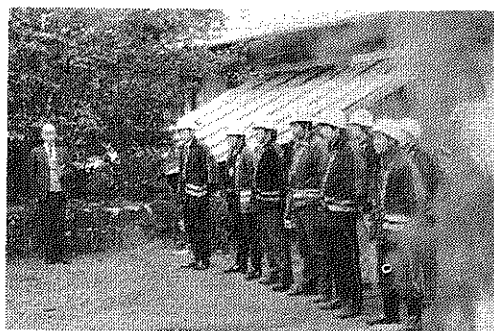
満願寺で文化財の防火訓練

雪のちらつく中で、一月三十一日文化財防火デーにちなんで満願寺おみ堂から出火したという想定で校門の鐘の合図で、三分団一号機の消防ポンプ車が出動し、放水をして消火訓練をおこないました。



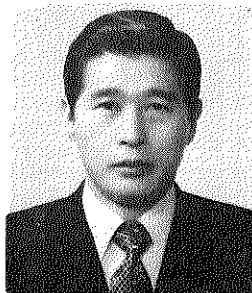
放水消火訓練

したのをきっかけに毎年一月二十六日を文化財防火デーとして全国各地の文化財建物で防災訓練や消防査察が行われています。



訓練を受ける第3分団1号機の団員

農地の無断転用防止について



農業委員会会長 藤堂真人

最近、土木工事の際の排土などを利用して土地の埋立てが流行している様ですが、農地の埋立については事前に農業委員会へ御相談下さい。

優良農用地の潰廃(かいはい)につながる無断転用については、農地法や農振法により原形復旧命令が出る事も有りますので事前に手続き許可後着手されます様お願いいたします。

勿論、改良につながる基盤整備の工事等についてはやぶさかではございませんが、農振法に於いて田用途、畑用途に区分されていますので、田を畑へ(又は畑を田へ)変更する時も事前に御相談下さい。

農業委員会

過日、台北や宜蘭県の一部を見る機会に恵まれたので、その片鱗を御紹介しよう。

勿論、私の目に触れた所は大型バスが通る道路上や、大きな町です。バス通りから引込んだ土地のことは全く判りません。だから「よしの麓から天覗く」のたぐいになります。日本と大分様子がちがうので、それをお知らせしたいと思うわけです。

第一に国の目標がはっきりしています。例えば「反共必須団結」とか、「国家必須富強」或は「建設台湾光復大陸 勿忘在」という様な国土、国民の發展、繁栄を願った標語が太々と、至る所に見られます。これは台湾政府要人のお話の中にも、ガイドさん（林さん）といつて、二十年以上も学校の先生をしていたが、それをやめてガイドになったという）の説明の中にも、同様に「国土建設と富強」ということが飛び出しています。そして国民斉しく、この方向にまっしぐらに努力しているということでした。

第二は日本の護国神社に相当する忠烈寺の衛兵の態度の見事さに吃驚させられました。厳肅というか厳正というか端正というか全くその表現にまどいます。交替のやり方も我々が昔経験したものとはすっかり違って、歩き方、銃の荷い方、目の着け所、方向変換、前

任者と後任者が向き合つて銃をくるくる廻わしたり、やつたり取

つたりするなどに、何だかお伽の国で夢見ているようにさえ思えました。そして歩哨に立つたら、二名が向き合つたまま、まばたき一つしない本當の不動の姿勢で一時間立っているというのですが、その姿は造り物そっくりで、旧日本軍もこの真似は出来ないだろうと思ひました。

第三は学校です。小学校と中学校を夫々三十分間位見ることが出来ました。学校を取り巻く塀の壁には必ず国防団結に関する標語が

台湾訪問片鱗

高橋国男

書かれ、玄関の上や横の柱等にはその学校が目ざす標語（例えば礼義兼恥）等が看板のように太々と掲示してありました。建物や教室は整然としていますが、がらんとした教具類の姿は一つも見受けず寒々とした感じでした。子供の作品の展示は我が国同様、教室の後の方にしてありましたが、習字にはすつかり感心しました。私が見た三年生の或組は細筆で葉書の表書きより一寸大きい位の毛筆習字を書いていました。筆のとり方は軸を真つ直ぐ上に立てた直筆のとり方で、どの子供も一様な姿勢で、出来た文字の何と素晴しかった事

か、皆さんにお見せ出来ないのが残念です。

ガイドさんの説明に依ると殆んどの学校は児童数が多い為、教室不足で二部授業をしているが、今その解消に努力中とのことでした。台湾で一番大きい小学校は台北小学校で、児童数一万二千人、無論二部授業ですが、校長先生が校内巡視の時は中食持参というから驚きです。

中国の人は言葉を端的に表現することが中々巧みだと思ひますが、この小学校の職員室の壁に一文字が新聞紙半頁位に「我鉄肩忠教育

看見笑顏」と掲げてありました。何と素晴らしいことばでしょう。然し、教育の實際はどうも無手勝流の様で、貰つた概要に鋼琴一台、風琴六台、体重計一台、楽器二十件、儀器？二一〇件では少々物足りない気が致します。

中学校では授業は見られませんでしたが、玄関の所に「成績優良生」や、「模範学生」等の見出しで本人の写真入りで貼り出してありました。

第四は社会生活の一片として一、至る所ゴミ、紙屑を見かけません。違反者は罰金六〇〇元（約四千八百円）とのこと

二、公務員は女サービス酒場等に入ることも不可。違反者は体刑一週間位、但しその間「公務では非」という時は外に出して貰える。その代わり、出た、日数だけはその後服役せねばならぬとのこと。こんな所はさすがに中国式だと思ひました。

第五はバスの中から眺めた看板やスローガンの面白いものを紹介しましょう。（一）は日本語で書けば一です。

浴室（手洗所、トイレ）

連続カーブ、車運転注意）
前面施工 減速慢行
（前方工事中、スピード落とせ）
消除穢乱 美化環境
（ちらしたゴミを除き環境を美化しよう）
餐庁（レストラン）
牙科（歯科）
汽車（自動車）
火車（汽車）
機車（オートバイ）
汽車教練場（自動車教習所）
飯店（ホテル、旅館）
保業球館（ボーリング場）

等々、同じ漢字の国々から我々が日常見馴れ、使い馴れた文字とは可なりの隔りを感じます。

最後になりましたが、故蔣總統の墓参が出来たことは我々にとつて最も有意義でありました。

太平洋戦争終結前後、同氏が如何に我が国の為になつてくれたか一、終戦時の日本分割案は、北海道はソ連、本州は米、九州は中国というのに反対した。

二、天皇制廃止に反対した。

三、当時中国に居た二百三十万の日本軍の即日送還を取計った。

四、戦争賠償金を放棄してくれた。これ等のことはガイドから初めて聞かされたことであるが、「怒に報いるに徳を以てする」とは將にこのことでありましよう。私共は蔣氏の墓に詣でて深々と頭を垂れた次第です。 以上



中華民國政庁

皮鞋店（靴屋）
精工錶（セイコー時計）
東方錶（オリエント時計）
原子筆（万年筆）
連統鴻路 駕駛小心

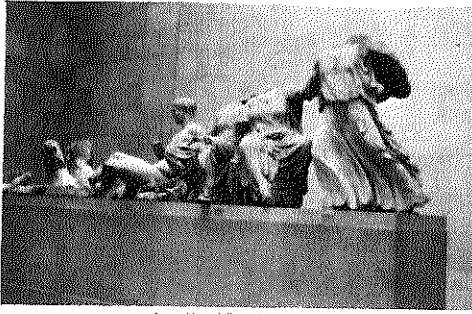
海外教育事情視察

ヨーロッパ旅行回想記 (その一)

南小国中教諭 齊藤 寛

私たち教職員四十四名は、ヨーロッパ教育事情視察のため、昨年九月十六日東京を出発して、イギリス、チエコスロバキア、オーストリア、イタリア、フランスの五ヶ国を回って、十月一日に東京に帰って来ました。

「百聞は一見にしかず」のことわざどおり、ヨーロッパ諸国の諸事情を、この目で確かめ、じかに膚で感じたことは、大きな収穫でした。この貴重な経験を今後の教育活動や生活の上に大いに生かしてゆきたいと思います。



大英博物館内

その一、かつて七つの海を支配したイギリスの首都ロンドンにはあらゆる面でも古いものの中に、近代的なものを巧みにとり入れ、この調和の接点に今日の発展が見られた。よくイギリス人かたぎとか、英国型紳士とか言われるが、それはこうした伝統を尊ぶ心意気では

なからうか。

バックingham宮殿のイギリス王室が長い間国民に愛され、親しまれてきたのも、更にまた国王の戴冠式が行われるウェストミンスター寺院や、有名な王や政治家たちがとどめられていたロンドン塔更に世界一を誇る大英博物館等、この由緒ある史跡や古い建物がいたるところに立派に残されているのも、イギリス人の伝統を大切にしている心の現われであろう。そしてその中から英国型紳士の誇りが発せられ、それをしっかりと身につけているように思われた。

その二、チエコで訪問した学校を去る時、その学校の校長が伐々団長の手をしっかりと握って、「それぞれ、国状はちがつていても、教育の精神は不変であり、子供の幸福のため、世界平和建設のために、これからも教育にまい進しよう」と、呼びかけられたシーンは、感激的で、全員が感動の余り、起立して心から拍手を贈ったことであつた。

それに対し「私たちは、お互いに未来を背負って立つ子供の教育に携わる教師という仕事を通して平和を愛し、戦争のない国をめざして、手を取りあつていきたいものです」と、答えたが、チエコ国内及び国境の現実を思い起こすと、改めて自由と平和の尊さを痛感せずにはいられなかった。

(次号につづく)

本紙十二月号に「NHK受信料について」という宇都宮さんのご投稿がありました。これを機会にNHKの公共放送としての使命について述べさせていただき、みなさんのいっそうのご理解、ご協力をいただきたいと思います。

わが国で放送が開始されて五十二年、テレビ放送が始まってから二十四年。宇都宮さんのお言葉どおり、放送は今や現代生活にとって欠かすことのできないものとなっています。

国内の政治、経済に限らず世界の動向のほか、公害対策、教育問

NHKの公共放送としての使命

さも日毎に増しております。NHKは公共放送として、その責任の重大さをかみしめ、視聴者のみなさんのご要望にこたえるよう努力しています。

NHKは一言でいいますと、全国どこでもテレビやラジオを受信できるように放送局などの施設をつくり、豊かでよい番組を放送することによって国民生活と文化の向上につくすという大きな使命をもった放送局です。

そして、視聴者のみなさんからいただく放送受信料だけをただひとつの財源として成り立っています。この受信料制度によって、どのよ

うな権力や財力にも左右されることのない自主性を保ち、NHKの経営をいつもみなさんの身近かに置くことができるわけです。

視聴者のみなさんのご意見、ご要望をなによりも大切に、みなさんの納得と支持のもとに番組がつくれ、仕事ですすめられるのもみなさんお一人お一人からいただく受信料が基盤となり、みなさんがスポンサーだからに外なりません。

NHK九州本部

住民課だより

国民年金その仕組みをご理解をいただくために

国民年金制度が発足して、皆年金時代にはいつから今年で十九年目。加入している人は二千六百人をこえました。また、老後の年金についてみますと、六十五歳以上の総人口八百八十三万人のうち、国民年金は老齢年金二百七十三万人、通算老齢年金九万人、老齢福祉年金四百六十一万人、合計七百四十三万人に年金をお渡しすることになります。このような老齢者の八十四・〇%にあたる多くの人の老後の支えとなる国民年金とは、どんなものか、あなたの老後の安心のために、ぜひごらんになってください。

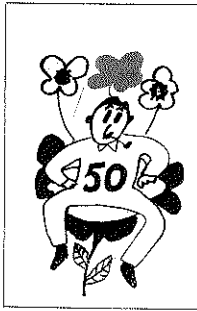
年金で安心ある暮らしを

人間の一生をみると長い歳月のうちには、入学、就職、結婚、出産、いろいろな出来事があります。病気にもかかるし、運悪く死神にとりつかれることもありましよう。でも大多数の人は喜びと悲しみをくり返すうちに還暦を迎え、めでたく長老の仲間入りをします。そ

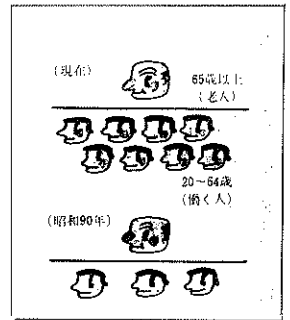
して孫達にかこまれ、暖かい家庭で老後を平穏に暮すことになるはず。ところで、あなたの場合はどうでしょうか。

老後は一歩一歩確実にやってきますが、平穏な老後は間違いないやつてくるのでしょうか。

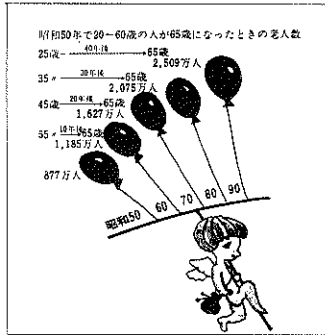
私達は何んとかなるだろうと思いがちです。今までは何んとかやってきたかも知れません。でも今までに経験したことのない大変なできごとが近い将来起るだろうと予測されているのです。それは日本が「老人国」になるということです。六十五歳以上のお年寄を二十歳から六十四歳までの働き手で養うとしますと、現在はお年寄り一人を八人で養っているのですが、次第にお年寄りが増え、四十年後の昭和九十年には、六十五歳以上



のお年寄り一人を三人で養う時代になるでしょう。その頃の青年、壮年層は自分自身の生活も大変で



すし、はたして三・五倍にも増える年寄層を養ってゆくことができるのでしょうか。



歳をとるにつれて、気持も弱くなりがちです。身体も無理がきかなくなりまます。そのうえ将来若い層に完全に頼りきるのが無理であるとすれば、早いうちから積立て準備をしておこう。皆で費用を出しあつて助けあつてゆこう。そして少なくとも収入面で老後の不安がないようにしてゆこうというのが年金制度です。若い人は老後は先のことと考えていますが、

いま(昭和五十二年)二十七歳、でも三十八年後の昭和九十年には六十五歳です。この時期は老人が最も多くなる厳しい頃です。

国民年金制度のなりたち

いまある八つの年金制度のうちで、国民年金が一番最後の昭和三十四年にできました。それまでは国民の多数をしめる農林漁業の従事者、零細企業や自由業などの自営業者やその従業員にはなにも年金制度というものがありませんでした。しかし、私達の平均寿命が延び、老人の割合が増えている一方、家族制度の影がうすれて、家庭内の老人の生活は苦しくなってきました。また、交通事故なども増え、私達の生活には危険がとりまいております。このような老後や不測の事故に対して役に立つ年金による保障が強く要望されるようになりましました。これにこたえて、国と国民が協力して資金を出しあつて老後の生活を守ろうとしてできたのが国民年金制度です。この制度は、保険料を掛けるという拠出制の年金が中心で、二十歳から五十九歳までの国民は、厚生年金等の被用者の年金制度に加入していない限り、すべて加入しなければなりません。そして昭和三十六年四月から保険料の納付が始められ、六十五歳になったとき、また身体障害者になったとき、母子世帯となつ

たときに、年金が支給されることになっていきます。なお、保険料を納めることが困難な人には保険料を免除すること、年金制度に加入できなかった人には、老令、障害、母子(準母子)の各福祉年金が支給されるなど、ほかの年金制度にみられない、いくつかの特色を備えています。

加入の対象となる人
国民年金には、必ず加入しなければならぬ「当然加入」と、本人の希望により加入できる「任意加入」とがあります。



必ず加入しなければならない人はかの年金制度に入っていない二十歳から五十九歳までの人は、当然加入することになります。

このうち、「当然加入」しなければならない人は、次の①②③の全てにあてはまる人です。

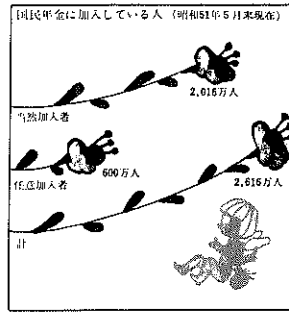
①二十歳から五十九歳までの日本国民

②日本国内に住所のある人

③次のア〜エのどれにも該当していない人

ア、厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者と
その奥さん。

イ、年金や恩給などを受けることが出来る人とその奥さん。
ウ、議員さんとその奥さん。
エ、昼間部の大学生。



希望すれば加入できる人
サラリーマンなどの奥さんや学生、ほかの年金制度から年金をうけられる人は、希望して加入することが出来ます。

- ① 被用者年金制度に加入している人の配偶者（いわゆるサラリーマンの奥さん）
- ② 昼間部の大学生
- ③ 被用者年金制度から老齢年金障害年金がうけられる人とその配偶者
- ④ 地方公共団体の議員とその配偶者
- ⑤ 被用者年金制度から遺族年金がうけられる人

保険料とその納付

加入者は保険料を納めなければなりません。納めていただく保険料は次のとおりです。

基本保険料 二二〇〇円

（四月一日から）

付加保険料

四〇〇円

付加保険料は、将来高い年金をうけたい人のために設けられているもので、基本保険料の免除をうけている人以外は、希望すればだれでも納められます。

保険料の納期限

保険料を納める期限は毎月末までです。またわりに期限内に納められない場合でも翌年の四月末日までの間は役場で納めることができます。

保険料を納めずにおくと

保険料を納期限までに納めていないと、もし交通事故にあった場合など障害年金や母子年金がうけられないことがあります。また納期限から二年たつと、あとで納めたとしても納められなくなり将来老齢年金がうけられないことがありますので、必ず納期限内に納めるようにしてください。

保険料の免除

保険料を納めたくても、家計が苦

しくて納められないとか、生活保護をうけている人などは、保険料の納付が免除されます。この免除には、法定免除と、申請免除の二通りがあります。

★ 法定免除

次の①か②のときに、保険料が免除されます。しかし①か②にあてはまっていることを届出しなければなりません。

- ① 国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子（準母子）福祉年金をうけているとき
- ② 生活保護法の生活扶助、らい予防法の生活援助をうけているときなど

★ 申請免除

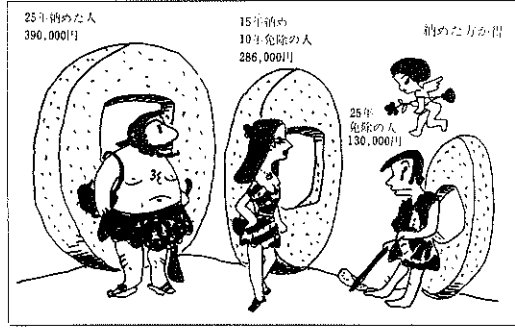
次のどれかにあてはまる人で、保険料を納めることが難しい人は、都道府県知事に申請すれば免除をうけるかどうかが決まります。申請が認められた場合には免除になります。

- ① 所得がないとき
- ② 被保険者やその世帯の人が生活保護法の医療扶助や、らい予防法の援助をうけているとき
- ③ 保険料を納めることが、大変困難であるとき

保険料の追納

保険料の免除をうけたときには、その免除された期間も年金の計算の中に入りますので、有利な制度ではありません。年金額は保険料

を納めた場合の三分の一に減額されます。で、その面では必ずしも有利とはいえません。そこで保険料を免除された人は、その後生活に余裕ができたときは、十年前までさかのぼって、その当時の保険料をあとから納めることができる途が開かれておりますので、できるだけ納めておいた方が有利です。



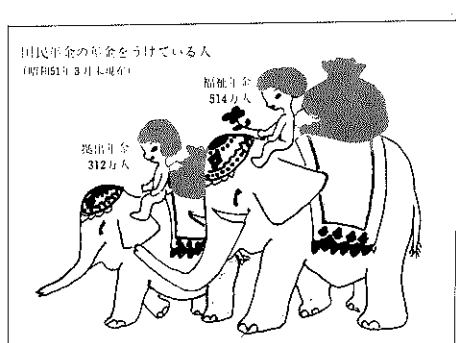
年金の種類と受けられる要件

★ 老齢年金

- ★ 受けられる要件
 - ① 保険料を納めた期間と免除をうけた期間とが合せて二十五年以上あること
 - ② 六十五歳に達したこと
 - ③ ②の要件を満たしたとき支給されます。 尚この二十

様式				期間
生	年	月	日	
大正	5	年	4月1日以前	10
〃	6	〃	〃	11
〃	7	〃	〃	12
〃	8	〃	〃	13
〃	9	〃	〃	14
〃	10	〃	〃	15
〃	11	〃	〃	16
〃	12	〃	〃	17
〃	13	〃	〃	18
〃	14	〃	〃	19
〃	15	〃	〃	20
昭和	2	〃	〃	21
〃	3	〃	〃	22
〃	4	〃	〃	23
〃	5	〃	〃	24

五年という期間は、昭和五年四月一日以前に生れた人には、その人の年齢によって左の表のように十年から二十四年に短縮されております。



★ 年金額

年金額は次の第一式の計算式で計算されますが、二五年間保険料納付の場合にあてはめると(例)のようになります。

月額三二五〇〇円の年金が支給されることとなります。

(第一式)

$$\text{年金額} = (1,300 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{保険料免除除月数}}) + (1,300 \text{円} \times \frac{\text{保険料免除除月数}}{\text{除月数}}) \times \frac{1}{3}$$

$$1,300 \text{円} \times (25 \text{年} \times 12 \text{月}) = 390,000 \text{円}$$
 (第二式)

$$\text{加算額} = 200 \text{円} \times \frac{\text{付加保険料納付済期間}}{\text{納付済期間}}$$



年金の支払いには、銀行や郵便局などで受けられます。

▲付加年金額(上積み)の年金
 付加保険料を納付している人にはさらに第二式で計算した額が第一式で計算した額に加算されます。

▲支給の繰上げ・繰下げ

希望によって六十歳まで年齢を繰上げて年金を受けることができます。しかしこの場合の年金額は四十二・一％減額されることとなります。また反対に年齢を繰下げても増額された年金

を受けることもできます。

▲特例による老齢年金

大正五年四月一日以前に生まれた人については、保険料を納めた期間が一年以上あり、これと保険料を免除された期間を合算した期間が、年齢に応じて四年から七年をこえていれば、特例による老齢年金が六十五歳から支給されます。

■高齢者の優遇措置

二十五年という年金の資格期間が十年から二十四年に短縮されている前出の表の年齢層の人は、短縮された期間によって計算した年金額は、かなり低くなつてしまします。このため、これらの人については、特別な加算が行なわれることになっています。

加算分の計算方法は次の第三式のとおりです

これを昭和三十六年に高齢者で任意加入した「十年年金グループ」(明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人)が十年間保険料を納めた場合について年金額を計算しますと月額(二五〇〇円)の年金が支給されます。

実際にはこの額で物価上昇に見合ったところのスライド率を掛けた額が加算されることとなります。

(第三式)

$$\text{加算額} = 500 \text{円} \times (300 - \frac{\text{国民年金加入月数}}{\text{加入月数}})$$

$$\text{保険料納付済月数} \times \frac{\text{保険料免除除月数}}{\text{国民年金加入月数}} \times$$

$$\text{通常分} 1,300 \times (10 \text{年} \times 12 \text{月}) = 156,000 \text{円}$$

$$\text{加算分} 500 \times (300 - (10 \text{年} \times 12 \text{月})) = 90,000 \text{円}$$

$$\text{計} 156,000 \text{円} + 90,000 \text{円} = 246,000 \text{円}$$

通算老齢年金

会社勤めの人が退職したため厚生年金にも国民年金にも加入したが、別々にみると加入期間が短くて、どちらの制度からも老齢年金をうけられないという場合があります。そこで、このような場合は、両方の加入期間をあわせて一定年数以上になれば、両方の制度から通算老齢年金が支給されます。



★受けられる要件

国民年金の保険料を納めた期間と

免除を受けた期間とを合わせて一年以上ある人が、次のどれかにあてはまるときは、六十五歳から支給されます。

①次の期間を合算して、二十五年以上あること。尚、この二十五年については、老齢年金と同様の短縮の措置があります。

ア、国民年金の保険料を納付した期間、保険料の納付を免除された期間

イ、厚生年金保険などの公的年金制度に加入していた期間

ウ、配偶者が厚生年金保険などの他の公的年金制度に加入していたなどのため、国民年金に任意加入とされているが、国民年金に加入していなかった期間(この期間は年金額の計算においてはその算定の基礎にはなりません。)

★年金額

老齢年金の年金額の計算と同じ方法で計算された額です。

■高齢者の優遇措置

十年年金グループと同じ年齢の明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人の場合、次のとおり優遇されています。

計算の基礎となる単価 一三〇〇円 (通常)

(優遇対象者)

一五五〇円

障害年金

国民年金に加入している期間中にかつた病気やけががもとで障害者になった場合に支給されます。

★受けられる要件

①認定日に、国民年金障害等級表にあてはまっていること。

認定日とは、病気やけがにより、初めて診療をうけてから一年六ヶ月か一年六ヶ月をまたないでも状態が固定したときは、その日をいいます。

②保険料を納めている状況が、次のどれかにあてはまっていること。

ア、最近一年間が保険料をすべて納めている期間であるか、他の公的年金の加入期間と保険料を納めている期間になつていていること。

イ、最近三年間の保険料を納めているか、または免除をうけていること。

ウ、保険料を納めた期間が十年以上であること。

★年金額

一級障害 五四一、五〇〇円 (月額四五二五円)

二級障害 四三三、二〇〇円 (月額三六一〇〇円)

母子年金

国民年金に加入している妻が、夫と死別して母子家庭になった場合に支給されます。

★受けられる要件

①夫と死別したとき、十八歳未満（二級以上の障害があるときは二十歳未満）の子をかかえているとき。

②妻の保険料を納めている状況が次のどれかにあてはまっているとき。

ア、最近一年間の保険料をすべて納めていること。

イ、最近の三年間の保険料を納めているか、または免除をうけていること。

ウ、保険料を納めた期間が十五年以上であること。

★年金額

～52年9月より～	
★一人の場合	四三三、〇〇円
（月額）	三六、一〇〇円
★二人の場合	四五七、二〇〇円
（月額）	三八、一〇〇円
★三人以上の場合	四八二、〇〇円
（月額）	三八、五〇〇円

★母子年金

国民年金に加入している祖母や姉が、祖父、父などと死別して孫や弟妹をかかえ、母子家庭と同じような状態になった場合に支給されます。

★受けられる要件

①祖母が夫、息子と死別したとき、十八歳未満（二級以上の障害があるときは二十歳未満）の孫をかかえているとき

②姉が夫、父と死別したとき、

十八歳未満（二級以上の障害があるときは二十歳未満）の弟妹をかかえているとき

★年金額

母子年金の場合と同じです。

国民年金に加入している父か母と死別し、又は父母ともいなくなつた子に支給されます。

★受けられる要件

①残された子が十八歳未満（二級以上の障害があるときは二十歳）であるとき。

②死亡した父または母の保険料を納めている状況が障害年金の場合と同じ要件にあつて

★年金額

子一人 三九六、〇〇円
（月額）三三、〇〇円

子二人 四二〇、〇〇円
（子一人当り）二一〇、〇〇円

子三人以上の場合
子二人の額に三人目から一人四八〇、〇〇円を加算

★寡婦年金

老齢年金をうけられる条件を満たしていた六十五歳未満の夫が死亡した場合に、妻に六十歳から六十五歳になるまでの間支給されます。

★受けられる要件

①夫が老齢年金をうける資格が

あつて老齢年金や障害年金をうけていなかったこと。

②死亡した夫と十年以上つれそつた妻であること。

★年金額

夫がうけることができた老齢年金の額の二分の一

★死亡一時金

保険料を三年以上納めていた人が年金をもらわないで死亡した場合、その人といっしょに生活していた遺族に、保険料を納めた期間が三年以上二十歳未満の場合は二二〇〇円の死亡一時金が支給されます。

尚、付加年金加入者の場合であつて保険料を納めた期間が三年以上の場合は別に八五〇〇円が加算されます。



★受けられる遺族の範囲

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫
- ⑤祖父 ⑥兄弟姉妹

★未支給の年金

年金をうけている人や、うける権利のあつた人が、うけることができた場合の年金を受けとらないで亡くなった場合は、その分を遺族がうけられます。

遺族は、死亡一時金の場合と同じです。

★国民年金告知板

●国民年金保険料が上がります
現在一四〇〇円の定額保険料を納めているかたは今年四月分より二二〇〇円に上がります。

●福祉年金が引き上げられます
本年十月より月額次のように引き上げられます。

老齢福祉年金 一五〇〇円
障害福祉年金 一五〇〇円

母子、準母子福祉年金 一五〇〇円
二級 一五〇〇円

●福祉年金支払月が変更されました
現在一月、五月、九月に支給されていたものが四月、八月、十二月に変更されます。

●所得制限が緩和されます
昭和五十二年五月より次のように緩和されます。

本人所得 一六四万円

●恩給等との供給制限が緩和されます
昭和五十二年十月より三三万円に緩和されます。

野鳥を飼うには許可を受けましょう

▲野鳥を勝手にとったり飼つたりすることは法律で禁じられています。

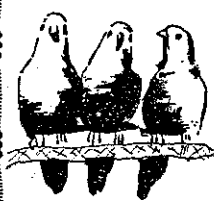
(1)野鳥をとるには知事か環境庁の捕獲許可がいります。

(2)野鳥を飼うためには知事か環境庁の飼養許可がいります。

(3)野鳥のヒナや卵をとることも固く禁じられています。

(4)これらのことを無断でつたり、飼つたりすると、法律違反として罰されます。

捕獲許可申請及び飼養許可申請の手続は役場経済観光課にてできますので、違反のないよう許可を受けて下さい。
尚申請には印鑑及び一羽につき四百円の手数料が必要です。



婦人会だより

一月三十一日、熊本市の鶴屋七階ホールで開かれましたが、私達南小国町婦人会からも、宇都宮会長をはじめ、九人の代表が参加しましたので、その概況をお知らせします。

よい子を育てる地域婦人会

県婦連主催 県青少年県民会議後援

まず、県婦連会長長波多野先生のごあいさつがあり、昨年の母の日、父の日の児童作文コンクールの入賞発表があり、つづいて、聖心女子大学教授、岡宏子先生の「乳幼児と母」と題する講演がありました。先生は乳幼時期の母親の態度、考え方が子どもの人格形成にいかに関与しているかを、具体例をあげて話されましたが、子どもの人格形成は母体の妊娠時から始まり、胎教が大きく影響する。従って、母親は妊娠中からおなかで、やさしい気持ちで胎児に愛情をもち、出産後も授乳に愛情をもって……この様な心掛けが、親と子どもの間の愛情交流となり、そのきづなが深まる。

また、その様な事の反面、悪い事をした場合は強く叱る。即ち、子どもを抑制する事も忘れてはならない。然し、比喩で大切な事は、母親の感情を表に出しての嫉妬はいけないという事の様でした。また、子どもを育てている現時点で、誤った教育、誤った躾をしていると気づいたならば、すぐにその事を修正して行く事が肝要という事、また、子どもの育つ環境は、それぞれ違うわけだが、家族構成にあつた教育をほどこし、そこでそれぞれの立場を理解する人間、つまり、自己本位に走らない子どもをつくること。また、二人の子どもあるいは三人の子どもを育てる際は、平等に公平な養育が大切であるという事です。えてして、上の子どもはかまひすぎ（神経質）、下の子どもは放任（自己活動）というのが一般的に多いそうですから注意したいものです。

午後からは「よい子を育てる若妻の学習をどの様にすすめるか」のテーマで全体討議がありました。各町村の若妻学級の活動報告を中心に、「他の学級との交流をもつと積極的に」、「嫁という立場にしばられると気軽に参加できない。家族の理解が大切」、「姑学級みたいなものを設けて、嫁と姑が共に学

び合う機会を」など活発な意見が交わされました。

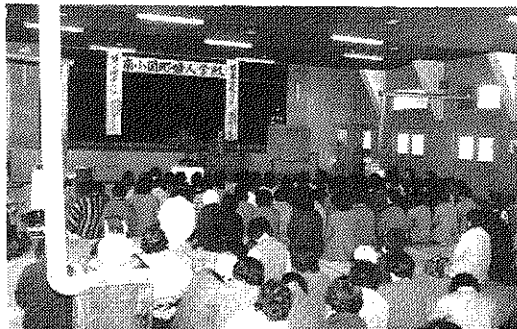
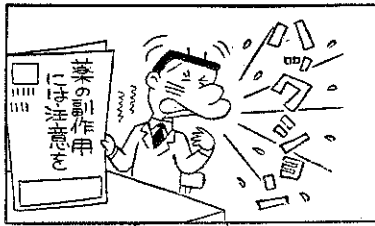
参加してみて……各地域の婦人会の皆さん方の活動ぶりうかがえ、また、直接自分達の勉強するところも多く大へん有意義でした。

松崎 節子

婦人学級に参加して

本日、中央婦人学級で養生園長竹熊先生のお話を聞き、数年前、室原博先生「風邪と思つたらすぐタマゴ酒を飲むように」と。西日本新聞に掲載された記事を北九州の友から送っていただき、南小国の名医を更に知らされました。

それ以来実行している一人です。



熱心に受講する婦人会員達

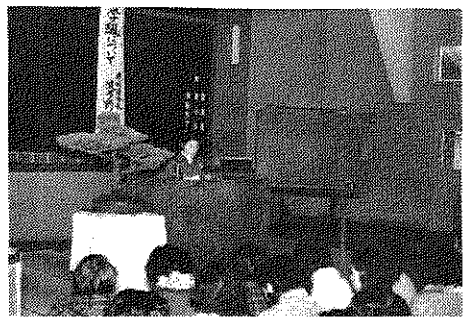
婦人学級盛会に終る

中央公民館にて

組むことがまりました。

午後には、消費生活学級が開かれ、県消費生活リダー養成講座に参加した、市原橋本和嘉さん、満願寺田の原、森スズさん、中原落見佐藤ミネさんより、それぞれ体験発表が行なわれました。

その後菊地郡泗水町にある、養生園長竹熊宣孝先生より、「婦人の健康について」の講演があり、午後四時半終了しました。



体験発表する会員

国鉄肥後小国駅だより

旅行案内乗車券の

お求めは小国駅へ!!

まいど国鉄をご利用下さいまし
てありがとうございます。昨年十
一月国民みなさま方の暖かいご理
解を得まして苦難のすえ運賃改訂
が実施されましたが、全社的に期
待したほどの効果が上らず苦慮い
たしてるところです。当小国駅
におきまして毎日窓口収入が数
千円(2・3万円台と下降線を描
き、宮原線の赤字(全国第六位)
をますます増大させていく傾向に
あります。その対策として当駅も
いろいろの販売活動(団体旅行募
集等)を行ない増収努力を続けて
おりますがみなさま方のご協力を
いただければなお大きな効果が期
待できると確信いたしております。
勝手なお願いで甚だ恐縮ですが次
のことについてご協力を切に願
い申し上げます。

一、乗車券類は小国駅で……
国鉄を利用する場合どこから乗
車しても切符(乗車券、急行券、
特急券「新幹線を含む」寝台券、
指定券は小国駅で買い求めでき
ます。熊本駅や博多駅にわざわざ
行かなくとも小国駅への電話でこ
予約できます。

二、一般団体旅行、グループ旅行、
慰安旅行のご相談にもお気軽
に小国駅をご利用下さい。たく
さんの旅行企画をとりそろえて
お待ちしております。(続く)

(荷物案内)
一、荷物は(一個の重さが三十kg
まで、大きさは縦、横、高さの
和が二倍以内)であれば全国ど
こへでも送れます。



肥後小国駅

婦人会バレーボール

昭和五十二年二月十三日集合午
前八時三十分、開始九時。南小国
中体育館と市原小体育館に於て熱
戦を展開しました。南中体育館の
張替完成を祝しての意もあり新装
なった体育館で十六チーム参加し
て入場行進の後、中中原の下城ト
ミさんが力強く選手宣言をなした。
合開始され成績は次の通りでした。

優勝	中中原チーム
準優勝	新町チーム
三位	里組チーム
四位	上中原チーム

但し品物によつて割増または
受付けできないものもあります
ので詳細は小国駅へお問合せ下さ
い。配達料は一個につき三百十円
です。

二、荷物の託送は次の要領でお願
いします。

○荷造りはしっかりと頑丈に
○荷物自体にも住所、氏名、電
話番号、郵便番号等くわしく
はつきりお書き下さい。

○荷札は2枚以上つけて下さい。
○品名欄はいろいろ入っている
時は多いものを書いて下さい。
○皆様の大切な荷物が無事早く
着くようご協力下さい。

市原支部 マラソン大会開催

昭和五十二年二月二十日、集合
午前九時三十分、開始午前十時、
南小国町役場前広場にて開会行事
をなし団体四チーム七十五名の選
手とオープン参加選手を含め四十
才台の選手が先に走り、次に二十
才台の選手が走り、多数
の参観応援にて寒さを吹き飛ばし
熱戦が展開されました。コースは
四十代杉矢橋巡り、二十代三十
代は巡瀬橋巡りで成績は次の通り
でした。

一位	馬場チーム
二位	TSTチーム
三位	上町チーム
四位	里組チーム

スポーツだより



スタートの20・30代

戸籍明暗

生年 月日	出生者	保護者	住所
12・13	石松 豊	豊機	大谷山
1・27	秋吉 美沙	邦生	松の木
1・31	中島 和美	智晴	滝下
1・31	佐藤新一郎	明範	森園
2・2	村上 静香	邦男	上町
2・3	上田 美和	一男	中杉田
2・3	荒木 節郎	義一	陣内
2・4	佐藤 透子	堅正	下町
2・4	梅木めぐみ	圭	矢田原
2・6	河津 秀樹	新一	瓜上上
2・10	佐藤いずみ	長生	扇上
2・13	金丸 茜	初喜	志賀瀬
死亡 月日	死亡者	喪主	住所
1・26	平山 為一	サカ	新町
2・4	佐藤 保	亭	鬼山
2・22	藤堂 サイ	真人	平瀬

香典返し

次の方々より香典返しとして当
町社会福祉協議会にご寄附いた
きました。ここに厚く御礼申し上
げます。

上町二 佐藤 英男氏
鬼山 佐藤 亭氏